

卒業要件・進級要件・退学勧告等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、学則第19条及び第19条の2、第19条の3に定める本学学生の卒業要件・進級要件・退学勧告等について定める。

(卒業要件)

第2条 本学を卒業するためには、4年以上在学し、学則第10条に規定する単位を取得した上に、以下の条件を満たさなければならない。

1. 「共通課題Ⅰ」「共通課題Ⅱ」「共通課題Ⅲ」に合格すること。
2. 通算 GPA が 1.2 以上であること。

2. 前項の規定にかかわらず、外国人留学生にあつては、学則第10条第2項に規定する単位を修得し、かつ通算 GPA が 1.2 以上でなければならない。

3. 第1項の規定にかかわらず、編入学生にあつては、本学で認定された入学前の既修得単位に、本学入学後、学則第10条第3項に規定する単位を加え合計124単位以上を修得し、かつ通算 GPA が 1.2 以上でなければならない。

(進級要件及び原級留置)

第3条 本学学生が以下の条件を満たすことができない場合は、次学年への進級を認めず原級に留置する。

1. 1年次から2年次

1年次の取得単位数が24単位以上、かつ単年度 GPA が 0.75 以上

2. 2年次から3年次

1年次、2年次の合計取得単位数が62単位以上、かつ通算 GPA が 1.0 以上

3. 3年次から4年次

1年次から3年次の合計取得単位数が84単位以上、かつ通算 GPA が 1.0 以上

2. 前項の条件には学則第12条の2及び第12条の3の単位を含めるものとする。ただし、GPAの算出には当該単位を含めない。

3. 編入生においては、第1項に定める取得単位数に学則第26条第2項の単位を含めるものとする。ただし、GPAの算出には当該単位を含めない。

4. 長期履修制度を選択した者については進級条件を定めない。

(原級留置の学生に対する奨学金給付)

第4条 原級留置の学生に対しては、1年間の授業料相当額を奨学金として給付する。

2. 前項に関わらず、原級留置中の学生の前期出席率が67%未満の場合は、後期授業料相当額の奨学金は支給しない。

(退学勧告)

第5条 以下の条件に合致する学生に対し、文書及び口頭で注意・警告・退学勧告を行う。

1. 注意

学期のGPAが1.0未満

2. 警告

学期のGPAが2期連続で1.0未満

3. 退学勧告

学期のGPAが3期連続で1.0未満

(規則の改廃)

第6条 この規則の改廃は、教授会の議を経て学長が決定する。

付則

1. この規則は平成31年(2019年)4月1日から施行し、平成31年度(2019年度)入学生から適用する。ただし、平成30年度(2018年度)以前の入学生は従前の規則による。